

戸田市都市公園 募集要項の内容等に関する質問及び回答

2021/8/5

| No | 質問項目  | 資料名  | 該当箇所   | 内容  | 回答   | 回答日      |
|----|-------|------|--|---|--|----------|
| 1  | 現地説明会 | 募集要項 | 2管理に当たっての条件<br>(2)指定管理者が行う業務<br>ア都市公園の維持管理に関する業務<br>(イ)樹木等植物育成管理 | ア 高木等の管理において、丈詰を含む樹形を整え直す剪定、伐採、補植を要することとなった場合、その実施主体及び費用負担は如何に。                                 | 樹木は、資料2「施設の改築及び修繕の実施並びに費用負担区分」における、建物・構築物・機械装置・工具器具備品と同様の都市公園法における公園施設である。高木等の基本剪定等の維持管理に要する費用が、100万円を超えないもの(経年劣化を含む)は、指定管理者が実施し、それ以外の基本剪定・伐採・補植の事業は発注者が実施することとなる。なお、剪定、伐採、補植を指定管理者の自主事業として実施する場合にはこの限りではない。   | 2021/8/5 |
| 2  | 現地説明会 | 募集要項 | 2管理に当たっての条件<br>(2)指定管理者が行う業務<br>ア都市公園の維持管理に関する業務<br>(イ)樹木等植物育成管理 | イ 枯損木等の撤去、伐採、補植等を要することとなった場合、その実施主体及び費用負担は如何に。  | 枯損木等は、資料2「施設の改築及び修繕の実施並びに費用負担区分」における、建物・構築物・機械装置・工具器具備品と同様の都市公園法における公園施設である。枯損木等の維持管理に要する費用が、100万円を超えないもの(経年劣化を含む)は、指定管理者が実施し、それ以外の枯損木等の撤去、伐採、補植等の事業は発注者が実施することとなる。なお、枯損木の撤去、伐採、補植等を指定管理者の自主事業として実施する場合にはこの限りではない。   | 2021/8/5 |
| 3  | 現地説明会 | 募集要項 | 2管理に当たっての条件<br>(6)指定管理者と市との業務役割分担<br>5不可抗力                       | 自然災害等による業務の履行不能の負担者は協議とあるが、次の点については如何に。<br>ア 自然災害等により倒木及び枯損等が発生した場合、その撤去、伐採、補植等の実施主体及び費用負担は如何に。 | 自然災害等の不可抗力により被災した施設の撤去・復旧は、原則、発注者と受注者との協議によるものとする。<br>令和元年台風19号被災時の彩湖・道満グリーンパークにおいては、閉園により実施出来ない管理業務を緊急対応に振り替えることを前提に、緊急道路の確保や立入禁止措置を指定管理者にて実施した。その場合において、倒木等が緊急道路を塞いでいる場合には、その除去(処分は含まない)を指定管理者が行った。なお、緊急対応に係る費用が指定管理料で賄えないとの判断があった場合には、適宜発注者との協議とした。   | 2021/8/5 |
| 4  | 現地説明会 | 募集要項 | 2管理に当たっての条件<br>(6)指定管理者と市との業務役割分担<br>5不可抗力                       | イ 自然災害等により営業不能となった場合において、利用料金等収入の補償は如何か。また、令和元年台風19号での実績は如何であったか。                               | 自然災害等の不可抗力により止む無く閉園となり、利用料金等の収入がない状況に置かれた場合の補填は、原則、発注者と受注者との協議によるものとする。<br>なお、令和元年度台風19号による収支赤字への補填は行われなかった。   | 2021/8/5 |
| 5  | 現地説明会 | 募集要項 | 2管理に当たっての条件<br>(6)指定管理者と市との業務役割分担<br>5不可抗力                       | ウ 市の方針に基づく公園の利用規制により営業を休止した場合、当該期間における利用料金等収入の補償は如何か。また、近時の新型コロナウイルス対策での実績は如何であったか。             | 市の指示によるものにより、事業の中止または延期を実施した場合、当該期間における利用料金等収入の補填は原則、市の負担とする。その補償額については、市の方針に準じたものとし、発注者と受注者の協議によるものとする。<br>また、新型コロナウイルス感染症防止対策における対応については、自然災害等の不可抗力によるものであり、公共施設等に対する市の方針に基づく利用規制の収入減少分に対する補填は、収入赤字に対する一定程度の補填を限度とし、発注者と受注者との協議によるものとする。<br>なお、彩湖・道満グリーンパークにおいては、市の方針に基づく利用規制により生じた収入減少分の補填に対する協議を市と指定管理者で今後、協議を行う予定である。 | 2021/8/5 |